

## 里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月14日（木）午前10時40分から午前11時45分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 樫市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第29号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について
- 第4 議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第5 議案第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権賃借）

## 6. 会議の概要

議長

ただ今から令和3年第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番高田光國委員、6番辻田樫市委員をお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第29号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第29号についてご説明いたします。

整理番号は40です。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は2筆、地目は田、面積は計218㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事ができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

特に親戚等の関係はありませんが、譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長

ただ今の説明について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第29号、整理番号40は許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第30号、農地法第5条第1項

の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第30号、整理番号41についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び使用貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地域にあり、1筆、地目は畑、面積は315㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、住宅の建築を目的に申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、既存擁壁があるので、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路、沈殿枡を設け、既存排水路へ接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、本件は、特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長 　ただ今の議案第30号、整理番号41の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番 　入口に建築中の家があるが、その土地は購入しているのか。関係は、共有名義で、関係は特にありません。

事務局 　その他、ご質問、ご意見等ございませんか。

議長 　（質問、意見なし）

整理番号41について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、議案第30号、整理番号41は許可と決定します。

続きまして、整理番号42について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは、整理番号42についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地域内にあり、2筆、地目は畑、面積は計271㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、露天駐車場整備を目的に申請が行われました。

議長 　事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 　申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されている状況です。

転用目的は、露天駐車場整備となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に角フリュームを設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、沈殿枘を設置し既存水路へ接続します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、駐車場ですので、影響は

ないと判断します。

以上です。

議 長  
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の議案第30号、整理番号42の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号42について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第30号、整理番号42は許可と決定します。

続きまして、整理番号43について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号43についてご説明いたします。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は241㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、道路事業計画を目的に申請が行われました。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されている状況です。

転用目的は、新設道路事業用地となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間には土留め兼用の水路を計画しており、土砂等の流出はありません。

雨水については、計画水路により付近の水路に放流します。

近隣農地への日照及び通風の影響については、計画道路面と農地面との高低差が0から0.4m程度であるため、影響ないと判断します。

以上です。

議 長  
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は、新設道路事業用地であり、適当であると考えます。

担当課に確認したところ、この道路の計画は、県道里庄地頭上線から里見川堤防までで、歩道を含めた道路幅は9.5mです。また、道路両側に水路も設置されており、農業用水としての機能も確保されています。

現在は、地権者への用地交渉を行っており、契約が終了したところから用地を買い取るというところでもあります。

用地の取得は、あくまでも地権者との交渉成立があつてのことですが、令和2年度で用地の売買が完了いたしましたら、令和3年度に交付金の要望等の手続きを行い、令和4年度からの工事着手を行う予定と聞いております。

この度の転用については、地方公共団体等における新設道路事業に係る公共転用となり、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められ、問題ないと考えております。

以上です。

議 長

ただ今の議案第30号、整理番号43の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号43について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第30号、整理番号43は許可と決定します。

次に、整理番号44及び45について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号44及び45について、関連ですので一括してご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人、整理番号44は●●●●さん、整理番号45は●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白区域にあり、それぞれ1筆、地目は田と畑、面積は373㎡と108㎡です。

今回、譲受人の●●さんが所有権を取得し、自動車販売店の敷地拡張を

目的に申請が行われました。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、整理場号44は耕作されている、整理番号45は耕作されていない状況です。

転用目的は、自動車販売店の敷地拡張となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界線は特に触らないため、土砂の流出はありません。また、既存の境界線から1mほど離れた所にフェンスを設置する予定です。

雨水について、既存の排水経路に影響がないようにするため、申請地の東側で既存側溝から1m程度離れた場所に側溝を新設し、既存水路へ接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続します。

近隣農地への日照及び通風の影響については、隣地と最も近い部分で4.6m離しており、隣地と距離を設けておりますので、影響はないと判断します。

以上です。

事務局

ここで、事務局から補足説明をさせていただきます。

今回、隣接農地地権者の同意はありませんが、申請者が相当丁寧に隣接農地地権者に接触を試みていること、また、問題となっている隣接農地についても、被害防除計画を見たところ、周辺農地へは影響がなく、問題がないと判断できること、の2つの理由から農業委員会としては、上程し、委員会で審議をする必要があると考えられる案件であるため、今回上程しているものです。

また、被害防除計画の補足を申し上げます。

今回、当該隣接農地地権者から工事中の騒音、重機が現場に入ることによって自分の土地が傾かないか、工事期間中の安全対策等について気にされているということで、それを譲受人に伝えたところ、譲受人としては、仮設工事で計画建物を囲う足場に防音シートを設置し、騒音・ほこり対策をとる、購入した土地の地盤調査・測量等必要な調査を実施し、調査結果に応じた建物への考慮・施工時の近隣への考慮を検討する、工事期間中、重機や大型車両の搬入時は警備員を配置するなど、近隣に対して考慮するなど、必要な対策を講じて適切に対応することですので、そうした観点からも被害防除計画も妥当と言えると考えております。

議 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、敷地拡張であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 　ただ今の議案第30号、整理番号44及び45の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番 　譲受人は配慮するので、これでよいのではないか。

事務局 　被害防除計画で、1m以上離す、建屋は最短4.6m離す、きわは触らない、工事中も適切な対応をすることになっているということで御判断をお願いします。

● 番 　譲受人もコンサルに相談して、この防除計画の内容であればクリアできると判断して出しているという訳ですね。

議長 　議論が尽くされたので、採決をします。整理番号44及び45について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、議案第30号、整理番号44及び45は許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第31号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは、議案第31号についてご説明いたします。

整理番号は46から71でございます。関連ですので、一括してご説明します。

里庄町長より令和3年1月14日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。

32筆、地目は全て田で、面積は合計16,229㎡です。

設定を受ける者は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団、いわゆる農地中間管理機構です。設定を行う者は、お手元の議案のとおりです。量が多いため、朗読は割愛させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われれます。

議長 　ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

● 番 　整理番号の最後だけ3年になっているのはなぜか。



事務局  
議長

地権者の意向です。

その他、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第31号、整理番号46から71番について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第31号、整理番号46から71は承認と決定します。

以上をもちまして、令和3年第1回総会を閉会いたします。